

○雲仙市建設関連業務委託共同企業体取扱要領

平成30年6月1日
雲仙市告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱（平成17年雲仙市告示第72号）第14条の規定に基づき、市が発注する測量、設計、調査等の建設関連業務委託において、市内業者の技術の向上を目的として、共同受注により市内業者の育成及び経済的地位向上を図るために結成する共同企業体の基本的要件、結成手続等について必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体に発注できる業務)

第2条 共同企業体に発注できる建設関連業務委託は、高度な技術を要し、市内業者が単独で実施することが困難な業務で、設計金額が原則1,000万円以上のものとする。

(共同企業体の形態)

第3条 共同企業体の形態は、市が発注する建設関連業務委託ごとに結成する特定建設関連業務委託共同企業体で、当該共同企業体を構成する建設関連業者（以下「構成員」という。）が出資比率に応じて受託した業務を行う共同請負型方式とする。

(構成員の組合せ)

第4条 構成員の組合せは、市外業者のうち同種の業務について請負の実績を有する者と市内業者との2者とする。

2 前項の規定にかかわらず、その円滑な業務を図るため、特に技術力を結集する必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(構成員の要件)

第5条 構成員は、発注する建設関連業務委託ごとに定める資格要件を満たす者とする。

(代表者の選定)

第6条 共同企業体は、その構成員のうち施工能力及び出資比率が大きい者を代表者として選定するものとする。

(技術者の配置要件)

第7条 代表者は、管理技術者及び照査技術者並びに分担業務に応じた技術者を配置するものとする。

2 代表者以外の構成員は、その分担業務に応じた技術者を1人配置するものとする。

(出資比率)

第8条 構成員の出資比率は、構成員ごとの業務割合に応じて、それぞれの構成員の施工能力を反映した適正なものとする。ただし、各構成員の出資比率は、30%以上とする。

(共同企業体結成の方法)

第9条 共同企業体の結成の方法は、自主結成とする。

(共同企業体の届出)

第10条 共同企業体を結成したときは、当該共同企業体の代表者は、別に定めるもののほか、特定建設関連業務委託共同企業体協定書（別記様式）の写しを発注者に提出するものとする。

(資格審査等)

第11条 共同企業体の資格審査は、定められた資格要件について行うものとする。

(存続期間等)

第12条 契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、原則として当該契約の履行完了後3月を経過した日までとする。ただし、必要がある場合は、当該契約の履行完了後12月を経過した日までの範囲内において、存続期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の存続期間後において、履行した業務につき瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

3 市が発注する建設関連業務委託につき結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務委託に係る契約が締結された日をもって、解散されたものとみなす。

(共同企業体との契約等)

第13条 市が発注する建設関連業務委託について共同企業体と契約するときは、その契約書には、当該契約に係る特定建設関連業務委託共同企業体名を明記するとともに、全ての構成員が連記し、及び押印するものとする。

2 前項の規定による契約に基づく業務の監督、業務の請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、発注者の指示等は、当該契約の相手方となった共同企業体の代表者に行うものとし、その行為は、当該共同企業体の全ての構成員に行ったものとみなす。

(その他)

第14条 この告示に定めのない事項については、雲仙市建設工事競争入札審査委員会において定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式（第10条関係）

特定建設関連業務委託共同企業体協定書

（目的）

第1条 当設計共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1） 雲仙市発注に係る〇〇〇〇業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下単に「業務委託」という。）の請負

（2） 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、△△・□□特定建設関連業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△設計株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

有限会社□□設計事務所

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、△△設計株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、本業務の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以後著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当企業体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産し、又は解散した場合においては、代表者である企業以外の構成員が、当該権利に関し発注者と折衝等を行うものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は、変わらないものとする。

△△設計株式会社 〇〇%

有限会社□□設計事務所 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的、かつ、重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の権限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成するものとする。

3 構成員のうち第1項の規定により脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行

その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した場合においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△設計株式会社他○社は、上記のとおり△△・□□特定建設関連業務委託共同企業体を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

年 月 日

△△設計株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

有限会社□□設計事務所

代表取締役 ○○○○ 印